

平成25年8月12日
玉川総合支所

玉川総合支所の改築について

(付議の要旨) 平成30年度末の竣工を目途に、玉川総合支所を改築する。

1 主 旨

現玉川総合支所は、第1庁舎、第2庁舎、分庁舎(旧玉川保健所)、来庁者駐車場(借地)、玉川区民会館ホール等に庁舎(機能)等が分散しており、区民の利用に不便が生じている。また、第1庁舎および区民会館ホールは、築46年の建築物であり災害時対応機能(救援物資集積所機能など)の強化やバリアフリーへの対応などが不十分である。

ついては、平成30年度末をめざして、分散している庁舎(機能)を総合庁舎として改築することとし、基本構想の策定に着手する。また、庁舎東側の隣地の買収により庁舎敷地面積を拡充することを合わせて検討する。

2 内 容

(1) 新庁舎規模

次のA案およびB案を検討することとし、今後、一定の時期を目途として、関係地権者との折衝を進め、基本構想策定作業における検討状況と合わせて、総合的な観点からA案もしくはB案のいずれかを決定するものとする。

A案：現在の第1庁舎・第2庁舎・区民会館ホールの敷地において新庁舎を整備
地上5階地下1階(玉川区民会館ホール、来庁者用駐車場併設。通り抜け通路確保)
敷地面積3,467㎡ 法的建設可能規模(延べ床面積)10,401㎡

A案は、次の課題等が残る。

- 1) 災害時対応力の向上(災害時の被災者の緊急避難場所や緊急援助物資の荷捌き場などのオープンスペースの確保による災対地域本部機能の強化)
- 2) 区民の安全・安心の向上(発災時等の緊急避難場所の確保)
- 3) 鉄道駅へのアクセスにおける歩行者環境の向上(十分な歩行者導線の確保)
- 4) 支所周辺の街並みや自然環境(みどり)、近隣住環境への配慮(高木樹木の保存や日影への配慮)
- 5) 良好な交通環境や周辺住民の利便性の確保(十分な通り抜け通路の確保と地域の拠点機能としてイベント等の開催が可能なオープンスペースの確保)など

B案：庁舎東側隣地の買収により敷地面積を拡充(A案における課題の解決を目指す)
地上5階地下1階(玉川区民会館ホール、来庁者用駐車場併設。通り抜け通路確保)
敷地面積4,217㎡ 法的建設可能規模(延べ床面積)12,651㎡

(2) 仮庁舎

新庁舎建設工事中は、第1庁舎および第2庁舎の機能を仮庁舎へ移転し、業務を継続する。なお、玉川区民会館ホールは休館する。

3 所要経費(概算)

新庁舎 約61億円

4 今年度の予定等

平成25年	7月末	玉川総合支所庁舎建替検討に伴う基礎調査業務委託終了
	8月	政策会議へ付議
	9月	区民生活常任委員会(基礎調査の結果および改築の進め方)基本構想経費等を第2次補正予算(案)に計上
	10月	新庁舎基本構想の策定に着手
	11月末	新庁舎基本構想中間報告
平成26年	1月	新庁舎用地取得のための現地調査開始

5 改築のスケジュール

	新 庁 舎	仮 庁 舎
平成25年度	基本構想着手/用地折衝	
平成26年度	基本構想/用地交渉	
平成27年度	基本設計	設計・着工
平成28年度	実施設計	建設工事
平成29年度	現庁舎解体、着工	業務開始
平成30年度	竣工	業務継続
平成31年度	業務開始	

6 その他

支所庁舎の改築に伴い、現在、区民健康診断や乳幼児健康診査などの会場として使用している分庁舎(旧玉川保健所)の機能を新庁舎に集約するため、支所庁舎改築後の分庁舎の活用については、世田谷区全体の公共施設の配置状況等を踏まえて検討する。

以 上